

+  
=配達証明=

複写

〒850-0876  
長崎県長崎市賑町5番24号向ビル201

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき  
理事長 福崎博孝殿



124-87-88670-3

複写

〒104-0061  
東京都中央区銀座5丁目4番3号  
対鶴館8階

五木田・三浦法律事務所 銀座オフィス  
弁護士 三浦雅生

複写

複写

複写

複写

+  
複写  
+



受付通番：2021051117014700100001 号

2021年5月11日

〒850-0876 長崎市賑町5番24号向ビル201

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎博孝 殿

大阪市北区梅田二丁目5番25号

株式会社阪急交通社

代表取締役 酒井 淳

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目4番3号対鶴館8階

五木田・三浦法律事務所銀座オフィス

電話 03(6826)1222 F A X 03(6826)1231

上記代理人 弁護士 三浦 雅生

弁護士 山本 厚

弁護士 石川 雅子

弁護士 岡野 陽子

弁護士 河野 裕輔

弁護士 住吉 大輔

回答書

冠省 貴法人からの令和3年3月10日付「貴社回答書に対する当法人の見解」と題する書面に対し以下のとおり回答します。

同書面「6 結語」記載の再度の申入れについてはいずれも応じることはできません。ご指摘の各項目に沿って以下個別に反論します。

1 1人部屋追加代金の「利益」性（標記書面「2 貴社ご主張①に関し」）

貴法人からは、1人部屋追加代金の収受をもって当社の利益と捉えることはできないとする当社主張に対する貴法人の見解として「ご主張のとおり『不当な』利益ではないと考えています」と述べられていますが、当社の前回回答書を一読されればわかるとおり、当社の見解は、1人部屋追加代金の収受をもって「およそ」利益とは考えられない、とするもので、上記「不当な」等の留保はありません。

2 相当因果関係（標記書面「3 貴社ご主張②に関し」）

貴法人からは、取消料算定の際は「損益相殺的な調整が必要」とされ、消費者のキャンセルにより生じた当社の損害が1人部屋追加代金の限度で補填され、これが当社の損害発生と同一の原因から生じたものであるゆえ、旅行契約が消費者ごとに個別に成立していても、個々の旅行契約の枠を超えて相当因果関係を認め得る等と主張されています。しかし、1人部屋追加代金が「損害発生と同一の原因から生じた」と考えることはできません。当社からの前回回答書にて1人部屋追加代金の性格について述べたとおり、2名1室利用と1名1室利用とで単価に差異のあるホテル等の料金設定に応じて当社が客室の手配を行うため、1名のキャンセルにより単価が増額された場合に、残った1名から当社が収受するのが1人部屋追加代金です。これを踏まえると当社にとっては1人部屋追加代金はそもそも損益相殺にいう「利益」と考えることはできないほか、これが生じた「原因」を考えるについても、客室の利用人数に応じて単価が異なるという、ホテル等の料金設定に起因して発生するとも言えるので、1人部屋追加代金をもって、1名のキャンセルから生じたもの等と単純に評価するのは困難です。そうすると貴法人の「損益相殺的な調整」を行うにしても、やはり別個の旅行契約の枠を超えて相当因果関係を認めることはできないと言わざるを得ません。

3 消費者庁長官等による標準旅行業約款の策定（標記書面「4 貴社ご主張③に関し」）

標準旅行業約款が観光庁長官と消費者庁長官により定められ、当社取消料が標準旅行業約款の範囲内で設定されたことについて、貴法人からは「標準旅行業約款のとおりであることのみから、合理的な取消料であるとは直ちにいえるものではなく、実質的な検討を要する」等と指摘され、冠婚葬祭引受業者の取消料等をめぐる別件訴訟で標準約款に則り自社約款を作成した等の業者側の主張が排斥された判例評釈を添付いただいています。しかし当該別件で問題となった標準約款は消費者庁長官の関与はありません。標準旅行業約款については、消費者契約法を所管する消費者庁の長官が策定主体とされることからしても、同法9条1号への適合性という観点からも当然、実質的な検討が加えられていると理解できるものです。

4 標準旅行業約款における1人部屋追加代金の検討（標記書面「5 貴社ご主張④に関し」）

貴法人からは、標準旅行業約款の検討にあたり1人部屋追加代金が発生する場合の取消料の算定方法までは検討していなかった可能性について指摘されていますが、

1人部屋追加代金は特段新しい仕組みではなく、上記約款上も1人部屋追加代金の収受を想定した規定が存在することからしても（募集型企画旅行契約の部14条5項）、今日まで1人部屋追加代金の収受について検討されてこなかったという可能性など、考えがたいものがあります。

また貴法人からは、「標準旅行業約款の見直しに関する検討会」の検討会資料中、「昭和57年」の標準旅行業約款の導入「以来、取消料に関する公式な検討はなされていないもよう」とされる記述に言及されています。この点、ここで言われる「公式な検討」と貴法人から主張される「実質的な検討」が同じことを意味するのかは定かではないほか、上記記述の付近に「参照：資料K」とあり、この「資料K」が観光庁ホームページにて公開されているためこれを閲覧する限りは、標準旅行業約款別表所定の取消料率が昭和58年の同約款告示以来、大きな変更がされていないことがわかるのみです。同約款について変更がされなかったからといって、実質的な検討がされていなかったとは即断できないものです。

上記「見直しに関する検討会」で1人部屋追加代金と取消料との関係が議論された形跡が見当たらない等とされる貴法人ご指摘についても、1人部屋追加代金の収受が損益相殺にいう利益性や相当因果関係が認められないからそもそも取消料との関係で議論されなかった可能性もあるほか、当該検討会にて議論の形跡がないからといって、そのことのみでは消費者庁長官等が今日まで実質的な検討を欠いていたということにはなりません。なお貴法人からは上記「見直しに関する検討会」のその他の資料における記述を紹介された上で、「旅行者が被った損害以上を原因者（消費者）に負担させるべきとの意見については記載がありません」と指摘されていますが、指摘の趣旨が不明ながら、少なくとも当社は、旅行者が被った損害以上のものを消費者に負担させるべき等とする主張を行うものではありません。

さらに貴法人からは、いま一つの「旅行産業検討会」の第6回の議事要旨における3点の記述が指摘されていますが、以下のとおり、いずれも1人部屋追加代金の収受との関連性は見出し難いものがあります。

- ・「取消料や旅程保証等、現状にあっていない部分もある」（議事要旨2頁）  
上記記述は「資料1P1～21説明」との記述に続いていることから（議事要旨1頁）、観光庁ホームページにて公開される「資料1」の1～21頁を閲覧すると、そこでは取消料については、料率表ではなく宿泊機関等が明示する取消料等実額を収受できるとする見直し案や、より早期である旅行開始90日前から取消料を収

受できるとする見直し案が紹介されていることから（「資料1」18頁）、こうした観点から「現状にあっていない」等の意見が委員から出されたものと理解できます。

- ・ 「現状の標準旅行業約款における一番の課題は取消料である」（議事要旨3頁）  
上記1点目と同じく、「資料1」18頁所定の見直し案を背景とした問題意識に基づき「一番の課題」等との意見が出されたものと見られます。
- ・ 「たとえ契約条項に取消料が明記されている場合でも、契約の効力が全て満たされるとは限らない」（議事要旨3頁）

この3点目の委員発言については、この記述のみでは発言の趣旨はわかりませんが、少なくとも1人部屋追加代金との関連を推測できる事項の記載は、議事要旨や資料の他の箇所を見てもありません。

以上が、議事要旨における記述についての当社見解です。なお貴法人からは、上記「見直しに関する検討会」やその他の有識者会議における1人部屋追加代金についての検討経緯について当社からの指摘を求められています。当社はかかる指摘を行う立場にはありません。そもそも、かかる会議等で検討された経緯の有無と、標準旅行業約款の策定主体である観光庁長官及び消費者庁長官が1人部屋追加代金の収受をめぐる実質的な検討を行ってきたかどうかとは直結しないと言わざるを得ません。

以上、貴法人の論拠のいずれについても理由がないと考えるので、標記書面の「6 結語」記載の再度の申入れについてはいずれも応じることはできません。

草々

差出人 〒104-0061  
東京都中央区銀座5丁目4番3号対鶴館8階  
五木田・三浦法律事務所 銀座オフィス

弁護士 三浦雅生

受取人 〒850-0876  
長崎県長崎市販町5番24号向ビル201  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎博孝殿

この郵便物は令和3年5月11日  
第12487886703号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2021051117014700100001号

郵便認証司  
3.5.11

新東京  
3.5.11  
12-18